

神奈川フィル解雇事件・弁護団声明

平成27年11月26日

1 (判決の内容)

本日平成27年11月26日、横浜地方裁判所第7民事部（田中寿生裁判官、岩松浩之裁判官、小野啓介裁判官）は、公益財団法人神奈川フィルハーモニー管弦楽団（以下、「神奈川フィル」という。）がコントラバス奏者である杉本正氏、布施木憲次氏を解雇したことについて、解雇権の濫用にあたり、無効であるとする判決を言い渡した。そして、判決は、杉本氏、布施木氏が神奈川フィルに対して労働契約上の権利を有する地位にあることを確認し、解雇から本判決確定の日までの賃金及び遅延損害金の支払を神奈川フィルに命じた。

判決は、神奈川フィルによる杉本氏、布施木氏の解雇が無効なものであることを明示するものであって、2人の神奈川フィルへの復帰について、大きな道を開くものである。

2 (解雇に関する判断)

神奈川フィルは、杉本氏、布施木氏を解雇するにあたり、それぞれ4つの解雇理由を示していた。

2人に共通する解雇理由として、「①演奏技術が著しく低く、それについて指揮者から指摘をうけていること、②演奏中や練習における態度がきわめて悪いこと、③度重なる事情聴取等呼び出し、始末書の提出等の要請について、応じなかったこと」の3点が挙げられ、杉本氏に対する解雇理由として、「④黒木岩寿氏に対し精神的ダメージを与え、また、退団したことにより楽団に多大な損失をもたらしたこと」が、布施木氏に対する解雇理由として、「④文化庁事業である沖縄公演に際し、時と場所を考えない発言により文化庁との間に信用問題を引き起こし、楽団の品位を汚し、名誉を傷つけたこと」が挙げられた。

判決は、解雇理由①について、「技能が著しく低下した時」に当たるとも、「音楽的責任者からの指摘があった時」に当たるとも認められないとし、この点については具体的事由が認められないとした。

解雇理由②については、指揮者や他の楽団員の陳述者などから、安易に「演奏態度が悪く、非協力的で業務に不熱心な時」に一応当たると抽象的にはいえると認めてしまっている点に問題はあるが、他方で、神奈川フィルが主張する態度に関する問題点は、具体的に特定された、客観的に合理的な理由とはいえず、解雇自由として、社会通念上の相当性も認められないとした。

解雇理由③については、杉本氏、布施木氏に対する神奈川フィルからの呼出について正当な業務にあたるとし、呼出を拒否したことに対して戒告と称する注意を与えたことは正当なものと認めたが、他方で、始末書の提出要請については、およそ適正な手続きや根拠事実に基づくものであるとはいえず、これに従わないことには十分な理由があるとした。その上で、呼出の拒否については戒告の通知が既に行われ、通知から2年以上経過した後に行われた解雇における理由になるとはいえず、社会通念上相当ということもできないとした。

杉本氏に対する解雇理由④については、杉本氏の言動が黒木氏退団の原因になったと推認できると安易に認めてしまっている点に問題はあるが、黒木氏の退団によって神奈川フィルに具体的な損害が生じたと認めるに足りる証拠はなく、神奈川フ

イルも黒木氏の退団問題については過去に一応の区切りを付けていることから、これを理由とする解雇には社会通念上の相当性は認められないとした。

布施木氏に対する解雇理由④については、言動そのものは「楽団の品位を汚す言動の著しい時」に当たるとしたが、文化庁との間に信用問題を引き起こし、文化庁事業を失う具体的、現実的な可能性があったとまで認めることはできないとして、これを理由とする解雇には社会通念上の相当性は認められないとした。

以上のように、判決の事実認定は、一部に問題が認められるが、演奏技術や演奏態度について、解雇の理由とされるような具体的事由が認められないとしたことは、今回の解雇によって不当に傷つけられた2人の音楽家としての名誉を回復するものでもある。

3 (不当労働行為の認定)

判決は、杉本氏、布施木氏に対する解雇は結論として解雇権の濫用と判断されるが、神奈川フィルが本件解雇が解雇権の濫用に当たることを認識しながら本件解雇をしたとは認められないとし、結論として不当労働行為の成立を否定した。

神奈川フィルが、2人が所属する神奈川県公務公共一般労働組合神奈川フィル分会(以下、「分会」という。)を敵視し、その弱体化を望んでいたこと、そして、分会や分会所属の組合員にたいして攻撃を繰り返してきたことは客観的な証拠からも明らかであった。それにもかかわらず、判決が結論として不当労働行為を認めなかったことは、証拠に基づく、客観的な事実関係を無視するものであって不当な判断である。

4 (まとめ)

杉本氏、布施木氏に対する解雇が行われてから、既に3年7ヶ月以上が経過している。解雇は労働者から職と生活の糧を奪うものであり、杉本氏、布施木氏は精神的・経済的に極限の苦しみの中で闘いを続けてきた。

今回の判決が、杉本氏、布施木氏に対する解雇が無効なものであることを正しく認めたことは、神奈川フィルという神奈川県内唯一のプロのオーケストラにおける不当な労働組合・組合員攻撃を終結させる上で大きな意義を有するものである。

神奈川フィルには、杉本氏、布施木氏に対する解雇が無効であることを明示した神奈川県労働委員会の判断に続く、今回の横浜地方裁判所第7民事部の判断を真摯かつ謙虚に受け止め、杉本氏、布施木氏を1日も早く神奈川フィルの演奏に復帰させることを強く求めるものである。

以 上